

やいたししゅわげんごじょうれい あん 矢板市手話言語条例（案）

しゅわ しゅし からだ うご ひょうじょうもち しかくてき ひょうげん どくじ げんご
手話は、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する独自の言語である。

ながねん たいせつ う つ しこう はか ぶんか
長年にわたり大切に受け継がれ、思考し、コミュニケーションを図り、文化を
はぐく うえ ふかけつ げんご はってん
育む上で不可欠な言語として発展してきた。

いっぼう しゃかいぜんたい しゅわ りかい じゅうぶん い
一方で、社会全体における手話への理解は、いまだ十分であるとは言えず、
しゅわ げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな ものおよ しゅわ ひつよう もの
手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者及び手話を必要とする者が、
にちじょうせいかつ しゃかいさんか じょうほうしゅとく こんなん かか
日常生活や社会参加において、情報取得やコミュニケーションに困難を抱えてお
り、手話を主な言語とする人々の要望に十分に答えられていない現状がある。

じょうきょう ふ やいたし しゅわ げんご にんしき た しゅわ
こうした状況を踏まえ、矢板市は、手話が言語であるとの認識に立ち、手話の
ふきゅう りかいそくしん しゅわぶんか ほぞん けいしゅうおよ はってん はか すべ しみん そんげん
普及と理解促進、手話文化の保存、継承及び発展を図り、全ての市民が尊厳をも
ってきょうせい ちいきしゃかい じつげん めざ じょうれい せいいてい
共生することができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

もくてき (目的)

だいいちじょう じょうれい しゅわ げんご にんしき もと しゅわ たい りかい
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の
そくしんおよ しゅわ ふきゅう かん きほんりねん し せきむなら しみんとう じぎょうしゃ
促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者
およ かんけいだんたい やくわり あき すべ ひと そうご じんかくおよ こせい そん
及び関係団体の役割を明らかにし、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊
ちよう あ きょうせい しゃかい じつげん きよ もくてき
重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ (定義)

だいにじょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
ところによる。

(1) ろう者等 しゅわ げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな ものおよ しゅわ
必要とする者 ひつよう もの

(2) 市民等 しみんとう しない ざいじゅう ざいきん また ざいがく ものおよ しない かつどう こじん
市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動する個人

また だんたい
又は団体をいう。

(3) 事業者 市内において、事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(4) 関係団体 ろう者等又は手話に関わりのある活動を行う団体をいう。
(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者等が手話による意思疎通を図る権利を有することを理解し、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に必要な施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、前項の責務を果たすために、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための広報及び啓発活動に関する施策

(2) 手話による情報発信の促進及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策

(3) 市民等の手話を学ぶ機会の確保その他の手話による意思疎通の円滑化に資する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

3 市は、第1項の規定による施策の推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画において、手話の普及等に関する必要な施策との整合性の確保を図るものとする。

4 市は、第2項の施策の実施に関し、ろう者等、関係団体その他の必要な者の意見を聴くものとする。

(市民等の役割)

だいごじょう し みんとう だいさんじょう さだ きほんりねん しゅわ たい り かい ふか
第5条 市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深
め、市がぜんじょうだいにこう きてい じっし せ さく きょうりよく つと
する。

じ ぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だいろくじょう じ ぎょうしゃ だいさんじょう さだ きほんりねん しゅわ た い り かい
第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を
ふか しゃとう りよう ていきょうおよ はたら かんきょう せいび
深め、ろう者等が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に
つと
努めるものとする。

かんけいだんたい やくわり
(関係団体の役割)

だいななじょう かんけいだんたい だいさんじょう さだ きほんりねん しゅわ たい り かい
第7条 関係団体は、第3条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を
ふか し だいにんじょうだいにこう きてい じっし せ さく せつきよくてき しえん きょうりよく
深め、市が第4条第2項の規定により実施する施策を積極的に支援し、協力
するよう努めるものとする。

ざいせいじょう そ ち
(財政上の措置)

だいはちじょう し しゅわげんご かん せ さく すいしん ひつよう ざいせいじょう そ ち こう
第8条 市は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講
ずるよう努めるものとする。

いにん
(委任)

だいきゅうじょう じょうれい せこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわはちねんしがつついたち せこう
この条例は、令和8年4月1日から施行する。